

令和 8 年度網走市社会福祉協議会事業計画

社会福祉法人 網走市社会福祉協議会

令和８年度 網走市社会福祉協議会事業計画

基本理念 「一人ひとりが輝き、絆と支え合いの輪が広がるまち・あばしり」

本会は、幅広い社会資源の連携及びネットワークの強化と住民参加による地域福祉を推進していくために、２０２６年度から２０２９年度までを計画期間とした「第８期地域福祉実践計画」を策定しました。

この計画を基に、地域福祉への理解や意識を一層高め、地域における多様な福祉活動を推進し、安心して暮らせる地域づくりのための具体策を地域住民や関係機関等と連携して各事業を進めます。

また、本会が行っている様々な事業を効果的に推進していくために、運営体制や財源の確保など、安定した運営基盤の確立に努めます。

令和８年度の重点項目

- I. 地域福祉事業の推進
- II. 相談支援事業の推進
- III. 在宅福祉事業の推進
- IV. 法人運営事業の推進

I. 地域福祉事業の推進

1. 社協事業

(1) 第８期地域福祉実践計画の推進

基本目標に掲げる福祉のまちづくりの実現に向け、本計画では、推進項目および課題解決に向けた実践項目を整理しています。なお、個別目標の達成に向けた実施項目については、取り組み内容や目標を明確にした上で、関係機関と連携しながら検討・計画立案を行い、順次取り組みを実施していきます。

第８期地域福祉実践計画 基本目標

- 基本目標１ 地域福祉を支える担い手づくり
- 基本目標２ みんながつながれる環境づくり
- 基本目標３ 誰もが相談しやすい環境づくり
- 基本目標４ 一人ひとりが尊重される地域づくり
- 基本目標５ 住民と関係機関による支え合いの地域づくり
- 基本目標６ 地域に信頼される社協づくり

(2) 網走市地域福祉会議の開催

地域福祉関係団体（７団体）の連絡、連携強化の場として定期的な代表者会議を開催します。また、生活支援体制整備事業第１層協議体としての協議、地域協議会としての社会福祉充実計画への意見の具申も兼ねています。

（３）出前講座事業の実施

福祉学習の一環として、地域の要望に応じ、役職員および福祉関係団体が講師となり講座を開催します。あわせて、多くの住民が参加できるよう、広報紙やホームページ、各種媒体を活用した周知を徹底し、積極的な広報活動を行いながら実施します。

（４）福祉教育事業の実施

福祉学習の一環として、担い手不足が深刻化する中、次世代を担う世代が学びや交流体験を通じて福祉への理解を深め、社会参加の促進を図ることを目的とした研修会を開催します。

（５）日常生活のちょこっとお手伝い事業の実施

日常生活の中で起こる軽微な困りごとを、住民参加型による有償の相互支援活動で解消します。事業実施にあたり、サポーターを養成及び育成をして、困っている方とのマッチングを行い、課題を解決していきます。

- ① 支え合いサポーター養成研修（年３回実施）
- ② 支え合いサポータースキルアップ講習（年１回実施）
- ③ サポーター通信の発行（年１回発行）
- ④ 支え合いサポーター更新作業（５年毎に１回）・新規

（６）コミュニティソーシャルワーカー設置事業

高齢者や障がい者、子育て中の親など、地域で安心して暮らしていく中で解決が必要な生活課題を抱える方に対し、課題解決に向けた「個別支援・地域支援」「調整」「助言」「つなぎ」を行うとともに、「住民主体の地域づくりの推進」を図るため、地域のコーディネートを担うコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）を配置します。

① 相談援助活動

- ・相談窓口の設置（電話・来館相談・メール・公式ＬＩＮＥ、訪問相談も受け付けます）
- ・地区担当職員の配置（職員を地区担当割にし、地区単位で地域づくりの推進に努めます。）
- ・ネットワークづくりの推進（課題解決に向けた関係機関との連携とケース検討会議の開催）
- ・施策化・事業化の推進（市と連携し課題解決に向けた新しい施策化の実現に努めます。）

② 担当職員のスキルアップ

- ・ＣＳＷ連絡会議（毎月１回の担当職員の連絡会議を開催して情報共有に努めます。）
- ・地区担当者スキルアップ研修の実施（担当職員の知識や技術を学ぶ研修を開催します。）
- ・ＣＳＷ実践者養成研修（道社協が主催する研修会に参加し、知識や技術を学びます。）

（７）ユニバーサルマナー検定の開催・新規

ユニバーサルマナー検定の開催を通じて、多様な特性や状況を持つ人への理解を深め、相手を思いやる行動につなげる知識と意識の向上を図ります。これにより、日常生活や地域活動、職場等における適切な配慮と支え合いの実践を促進し、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を目指します。

(8) ボランティアセンター事業

ボランティア活動の推進と理解を深めるために各種事業を実施します。

① つながろう！講座（ボランティア研修 年1回）

ボランティア活動の理解と担い手育成を目的としたボランティア講座を開催します。

② ヤングボランティア育成事業（担当教諭調整会議・企画会議・企画実施）

若い世代のボランティア・市民活動への理解と担い手育成を目的とした交流会や会議を開催します。

③ 市民参加促進事業（市民誰でも清掃活動 年2回）

参加しやすいボランティア活動を実施することで、市民のボランティア・市民活動への理解と参加促進を図ります。

④ 災害ボランティアセンター事業

災害ボランティアに関わる体制整備の推進（マニュアルの見直し）及び関係団体との連携を図ります。

・協定締結団体との連絡会議（適宜）

⑤ 集いの場事業「お話広場えがお」

（毎月第2・第4火曜日 午前10時30分～午後2時30分 総合福祉センター）

幅広い世代間の交流、障がいの有無を問わない誰もが気軽に集える場を提供することで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを図ります。

⑥ 情報誌「夢ポケット」発行（年6回発行）

⑦ ボランティア登録斡旋事業

ボランティア活動希望者及び依頼者へボランティア登録斡旋を行うことで、自主的・主体的なボランティア活動の推進を図るとともに、地域ニーズの充足を図ります。

・課題解決に向けたアンケート調査（高齢者ふれあいの家、高齢者・障がい者施設）

⑧ 市民活動サポーター設置

市民活動サポーターを設置し、ボランティアセンター業務の補助及びボランティア実践者の支援をすることで円滑な活動促進を図るとともに、定期的な情報交換を行います。

⑨ ボランティア相談業務

⑩ 外部ボランティア研修参加補助（オホーツク圏市民活動ボランティアフォーラム）

⑪ その他業務

・ボランティア等各種保険加入手続き

・ボランティア活動功労者の表彰

(9) 「ふれ愛ひろば網走2026」の開催 ※令和8年8月2日（日）開催予定

網走市内の福祉団体が実行委員となり、各団体が催すステージイベント、販売、体験などを通して、福祉の理解を深めることを目的に開催します。

(10) 外部委員への参加

2. 受託事業

(1) 生活支援体制整備事業の受託

コロナ禍や地域の状況を踏まえ、安全で効果的に進めていけるよう、第2層協議体等を中心とした地域の関係者の方々と十分な協議を行ない、「考え方」「自主性」「主体性」「スピード」を尊重しながら共助（地域のつながり）を基盤とした地域づくりを進めます。

- ① 社協組織体制の構築及び強化
- ② 第1層、第2層の取り組み
- ③ 関係機関等との連携

(2) 買い物リハビリ事業の受託（介護予防・日常生活支援総合事業「通所型サービスA」）

要支援者や総合事業対象者が買い物を通じて、身体のリハビリをすることにより、身体能力の向上を図る買い物リハビリ事業を行ないます。

・毎週火曜日～木曜日 13:30～14:30 市内商業施設（定員5名）

II. 相談支援事業の推進

1. 社協事業

(1) 福祉援護資金貸付事業の実施

生活に困窮する低所得者に対し、資金を貸付し安定した生活の維持を支援します。

(2) 生活困窮者等に対する安心サポート事業

生活困窮者への相談支援の中で、既存の制度のみでは対応しきれない支援ニーズもあることから、本事業による経済的援助等によって生活困窮者の自立につなげます。

(3) LINE チャットを活用した相談支援

網走市生活サポートセンターらいと、子育てサポートセンター等、様々な事業において、LINE チャットを活用した相談支援を行ないます。

(4) フードドライブの実施

様々な理由から生活に困窮している世帯等に対して、一時的な支援として食糧を無償で配布することを目的に、食料の寄付を募ります。

(5) 緊急食糧等提供事業

生活困窮者等が、緊急的かつ一時的に生計維持が困難になったときに、食料等の生活に必要な物資を提供することにより世帯の自立を促し、生活再建に向けた支援を行ないます。

2. 受託事業

(1) 生活サポートセンター“らいと”の受託運営

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が成年後見制度を的確に利用できるよう、また生活困窮者が自立相談支援事業を包括的・継続的に利用できるよう、市民及び関係機関と協力して支援を行ないます。

① 生活困窮者自立相談支援事業の受託運営

○自立相談支援事業の実施

生活困窮者に対して広く相談を行う相談窓口を設置し、生活困窮者の抱える複合的な課題を全体として受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認した上で、包括的な支援計画を策定し、それぞれの支援が始まった後も、それらの効果を評価・確認しながら、本人の自立までを継続的に支援をしていきます。

また、複合的な問題を抱える生活困窮者を早期に把握するため、関係機関のネットワークづくりを行います。

- ・生活困窮者自立相談支援事業 支援調整会議（年6回）

○家計改善支援事業の実施

家計収支の均衡がとれていない等、家計に課題を抱える者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計管理の視点から必要な情報提供や専門的な助言、指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する能力を高め、早期に生活が再生されるように支援を行います。

- ・暮らしを守るためのミニ家計・節約セミナー（年1回）

○就労準備支援事業の実施

「社会に出ることに不安がある」「他人とうまくコミュニケーションできない」等、日常生活及び社会生活の面で課題があり、就労のための能力はあるが、離職又は未就労の期間の長期化等により就労意欲が低く、また、就労に必要な実践的な知識や技能が不足する等一般就労に向けた準備が整っていない方に対して、日常生活・社会生活の自立、就労意欲の歓喜の支援を行うとともに、一般就労に向けた準備として基礎能力形成のための支援を行います。

- ・就労体験事業（随時）
- ・やってみよう講座（年4回程度）

当事者（家族を含む）を対象に、本人の希望を取り入れてコミュニケーションの経験やスキルの習得等を目的に少人数の講座を開催する。

② 成年後見相談支援事業の受託運営

お金の管理に不安を抱えたり、制度を利用する手続きが難しい等、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利を守るために、本人の意思を尊重し、安心した生活を送れるようお手伝いします。また、そのために必要な支援及び各種事業を関係機関と連携して実施します。

- 成年後見制度に関する相談・対応
- 成年後見制度に関する手続き支援
- 市民後見人の登録・受任調整
- 後見人の後見活動に関する支援
- 成年後見制度に関する普及啓発

- 市民後見人・権利擁護事業従事者の養成・育成
 - ・市民後見人養成研修の実施（3年毎での開催予定：令和8年度）
 - ・市民後見人連絡会議（ケース検討会議）の実施（年10回程度）
 - ・権利擁護事業市民従事者フォローアップ研修会（年3回程度）
 - ・オホーツク管内市民後見人活動交流会への参加（11月19日：網走市開催地）
- 運営協議会の開催
- 高齢者等の終活支援に係る事業
 - ・終活相談窓口を開設（随時）
 - ・網走市終活情報登録事業の運用（随時）
 - ・死後事務委任契約の実施（6月から開始予定）

（2）日常生活自立支援事業の受託運営（道社協）

高齢や障がい（知的障がい、精神障がい）により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いをします。

（3）生活福祉資金貸付事業の受託運営（道社協）

他の貸付制度が利用できない低所得世帯（失業・休業等を含む）、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指します。

Ⅲ．在宅福祉事業の推進

1．社協事業

（1）指定訪問介護事業所の経営（ホームヘルパー）

- ・介護予防・生活支援サービス事業の実施（訪問型サービス(独自)）
- ・指定居宅介護事業所の経営
- ・新規の人材確保、職員の資格取得等スキルアップ
- ・訪問介護事業所の業務継続計画（BCP）ガイドラインの作成
 - I 自然災害発生時 II 新型コロナウイルス感染症発生時
- ・感染対策委員会の開催
 - I 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の作成

（2）介護保険事業の個人利用料に関する社会福祉法人等利用者負担軽減の実施

（3）福祉サービス等（介護保険事業、障がい者福祉サービス事業）苦情相談の受付

（4）高齢者及び障がい者に対する虐待防止の周知徹底

- ・虐待防止検討委員会の開催
- ・身体拘束の廃止及び高齢者・障害者虐待防止に関する指針の作成

- (5) インターンシップ、介護福祉士実習生の積極的な受け入れ
- (6) 「介護福祉士、実務者研修、介護職員初任者研修」など職員の資格取得を支援
- (7) スキルアップ研修の充実
- (8) 外部委員会等への参画
施設協議会等への参画により連携と事業の活性化を図ります。

2. 受託事業

(1) シルバーハウジング事業（生活支援員派遣事業）

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して、安否確認、相談、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供することによって、在宅生活を支援します。

(2) 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭やヤングケアラーの方等がいる家庭を育児支援員が訪問して、育児等を支援します。

- ① 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物等）
- ② 育児支援（沐浴やおむつ交換などの育児サポート、学校・保育所等の送迎等）

(3) いきいき教室事業（通所型サービスA／介護予防・生活支援サービス事業） 新規

郊外地区にお住まいの方を対象に、地域のコミュニティセンター等に職員を派遣し、介護予防に資する教室を週1回4地区（卯原内、能取、北浜、浦土別）で開催します。

IV. 法人運営事業の推進

1. 社協事業

本会の「経営理念」を役職員が常に念頭に置き、この理念に基づく事業の推進を図ります。

(1) 理事会・評議員会の定例開催等

- ① 正副会長会議 案件により随時開催
- ② 理事会 4カ月を超える間隔で2回以上
- ③ 評議員会 6月（決算・事業報告）、3月（予算・事業計画）
- ④ 監査会 5月（決算監査）ほか随時
- ⑤ 理事・評議員等の研修会の実施

(2) 永年役員・評議員功労者の表彰（社協会長表彰）

(3) 広報活動の推進

- ① ホームページ・Facebook による情報発信
- ② FMあばしりによる情報発信（毎月第1火曜日午前9時30分から15分間）
- ③ 本会機関紙「ふれ愛め〜る」の発刊 ※年2回
- ④ LINE チャットを活用した情報発信・連絡調整

（４）法令遵守の徹底

（５）経営基盤の強化

- ① 社会福祉充実残額の算定と計画立案の要否確認
- ② 中期財政計画の検討（職員処遇改善費、退職金積立、事業人件費、固定資産等更新）
- ③ 会員会費制度の推進
- ④ 共同募金配分金等の助成金による事業の適正な実施
- ⑤ 高額寄付者への感謝状贈呈（社協会長顕彰）
- ⑥ 介護保険事業及び障害者総合支援事業の安定経営
- ⑦ 職員処遇改善計画の維持管理
- ⑧ 各福祉団体への支援 ※寄付金による当事者団体等への助成

（６）事務局体制の整備

- ① 働き方改革関連法の遵守
- ② 事務局会議等の開催
- ③ 事業内容・規模に応じた職員体制の確保
- ④ 職員の資格取得の奨励
- ⑤ 事務・事業執行の連携強化（職場内ネットワーク体制整備）
- ⑥ 職員研修の実施
- ⑦ ハラスメント防止のために講ずべき措置の周知徹底

（７）災害見舞金の支給

（８）身体障がい者生活器具給付事業の実施

網走市が行なう身体障害者補装具・日常生活用具給付の給付対象とならない軽易な品目の中で、補完的に必要と認められる補装具等の給付を行ないます。（アイスピック、ストーマ）

（９）地域福祉の担い手づくり

- ① 地域福祉活動実践者・団体の表彰（社協会長表彰）
- ② ソーシャルワーク実習（社会福祉士）の受け入れ、福祉業務体験希望者の受け入れ

（１０）「ふれあいクリスマスパーティー」の開催 ※令和8年12月開催予定

発達に心配のある子ども（知的・身体）とその家族の団体等が実行委員となり交流を深めます。

（１１）網走市共同募金委員会の事務局運営

2. 受託事業

(1) 子育てサポートセンター管理運営事業の受託

地域住民による会員相互の子育て援助活動により、仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりに取り組みます。

① 情報の発信

市民周知により、事業内容を理解していただき、新たな会員の加入促進を図ります。

② 会員加入の促進

新たな協力・両方会員の獲得を行い、支援体制の強化を図ります。

③ 援助活動の充実

依頼・協力・両方会員が学び舎交流を通じ技術や知識、コミュニケーションを深め、より安全・安心な援助活動につなげていきます。

(2) 網走市総合福祉センターの指定管理受託（R6～R8）

高齢者、障がいがある方、母子家庭等が利用できる福祉センターの利用について、市民周知により利用促進を図ります。

(3) 網走市福祉バス運行管理事業の受託

(4) 団体事務の運営（下線7団体は網走市委託事業）

① 網走市老人クラブ連合会

② 網走市身体障害者福祉協会

③ くるみ里親会網走支部

④ 網走市連合遺族会

⑤ 網走地区防犯協会

⑥ 網走市防犯協会

⑦ 網走市町内会連合会

⑧ 網走市暴力追放推進協議会

⑨ 網走地区暴力追放推進協議会

網走市社会福祉協議会の経営理念

①住民参加・協働による福祉社会の実現	地域住民、民生委員、社会福祉施設、ボランティア等、地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって市民参加型の福祉社会を実現します。
②地域における利用者本位の福祉サービスの実現	地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続できるための自立支援や利用者本意の福祉サービスを実現します。
③地域に根ざした総合的支援体制の実現	地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスや福祉活動と保健、医療、教育、交通住宅、就労などの生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を整備します。
④地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦	制度の谷間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人々の対応に重点を置き、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発にたゆみなく挑戦します。
⑤事業展開における組織運営	地域に開かれた組織として住民参加を徹底し、事業内容の公開を積極的に行います。また、事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な経営を行います。